

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年12月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事補	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

4番	齋藤 ゆみ	5番	安田 勝明
----	-------	----	-------



議長                    それでは議案一覧表に基づき、第53号議案から第54号議案を上程します。

                          それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局                では説明させていただきます。

                          議案書1ページをご覧ください。第53号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

                          議案書の2ページをご覧ください。番号1番。

#### 【議案説明】

                          譲受人は現在、妻と子ども2人の計4人で生活をしております。現在の住居は新婚用の間取りのため、子どもの成長につれて手狭となっている状況で、新しく住宅を建築するため本申請となりました。

                          今回の申請は都市計画法第34条の11号に該当する申請となります。皆様のお手元に配付した資料をご確認ください。市街化調整区域では、住宅を建築する際の制限がされていますが、都市計画法第34条第11号に指定されている区域内であれば、立地条件が緩和されて、許可を受けることで誰でも住宅等が建築できるようになります。A4の区域図をご確認ください。指定されている区域は、塔野地地区と富岡地区です。

                          地図資料の3ページを御覧ください。申請地の周囲にコンクリート構造物を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水桝で集めて、対側道路側溝へ放流します。汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに東側対面側溝へ放流します。

                          農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番エー(ア)ーbーbで、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で3種農地に該当します。許可基準は右側の36番エー(イ)で、許可をすることができる、に該当します。

続いて番号2番。

【議案説明】

借り人は現在、小牧市内の賃貸マンションで夫と暮らしております。今回、借り人が本家を継ぐこととなり、申請地の近くで生活している両親と祖母の近くで暮らし、世話をすることとなりました。本家住宅には同居する間取りがないため、借り人の父が所有する、本家敷地の東側の申請地に分家住宅を建築するため本申請となりました。

地図資料の9ページを御覧ください。申請地の周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水桝にて集水し、東側道路側溝へ放流します。汚水は合併浄化槽にて処理したのち、東側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番エー(ア)ーbーbで、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で3種農地に該当します。許可基準は右側の36番エー(イ)で、許可をすることができる、に該当します。

議案書の3ページをご覧ください。番号3番。

【議案説明】

こちらの案件は、令和5年8月総会にて、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定において意見を頂いた案件です。今回の申請は、農振農用地からの除外の事前回答が出されたによる、農地法5条の許可申請となります。

譲受人は、名古屋市名東区でテニススクールを運営するNPO法人です。土地の賃貸契約の終了に伴い、現在のテニスコー

トを閉鎖することになり、新たな候補地として、北尾張地域にジュニアを育成するテニススクールがないことや、犬山市で出張レッスンを開催したところ好評だったことから、犬山市で子ども向けのテニススクールを実施したいと考えておりました。

申出地は、北にするすみふれあい広場があり、近隣に犬山市体育館などスポーツ施設もあるため、テニスコートを整備するのに適しており、名鉄羽黒駅からも近く利便性もあるため本申請となりました。

地図資料の18ページを御覧ください。申請地の周囲にはコンクリート構造物等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。雨水は駐車場部分は透水性アスファルトで浸透させ、テニスコート部分はテニスコートの表面に溜めて周囲の雨水管から南側の道路側溝へ排水します。トレーラーハウスから出る汚水は、西側の既設公共下水に接続し放流します。また、テニススクールは最大夜9時まで開催を予定しており、照明を使用しますが、道路を挟んだ西側の農地へ配慮して、照明は横方向ではなく下方向を照らすタイプを使用します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側9番エー(ア) - a - (a) で、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域にある農地で3種農地に該当します。許可基準は右側の36番エー(イ)で、許可をすることができる、に該当します。

続いて議案書の4ページをご覧ください。第54号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の5ページを御覧ください。今月の案件は、4件で、相対での利用権設定となります。整理番号1番と2番が犬山地区、3番が城東地区、4番が楽田地区の案件となります。

3番の案件については、借り人が犬山市で初めて農地の利用権を設定するため、12月19日に城東地区の委員さんと事務局で面談を行いました。借人は農業経験がありませんが、犬山市で開催しているモモ栽培サポーター養成講座や、市内農家さんにより行われたぶどうの栽培についての研修などに参加して、栽培のノウハウを身につけており、申請地でぶどうや桃、サツマイモを耕作することや、2反以上ありますが、周辺の迷惑にならないよう草の管理もしっかり行うことなど、耕作を行うことに強い意志を示しており、申請地の耕作が可能なことを確認しております。

4番の案件については、犬山市で初めて農地の利用権を設定するため、12月15日に楽田地区の委員さんと事務局で面談を行いました。借り人は以前から父の耕作を手伝っており、2年前から自分が主となって耕作を行っていることや、申請地付近の小牧市の農地も耕作しているため通作が可能なこと、あぜ草等の管理についても周辺に迷惑がかからないよう管理することなど、申請地の耕作が可能なことを確認しております。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第53号議案から第54号議案までの説明がありました。これについて質問、ご意見等はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それではご質問ないようですので、ここで地区審議をお願いをしたいと思います。

大体15分ぐらいということで、14時35分まで地区審議をお願いします。

午前14時20分 地区審議

午前14時35分 開議

議長                    それでは、総会を再開します。

第53号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

安田委員              5番の安田です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

以上です。

議長                    2番、3番について、羽黒地区お願いします。

宮島委員              7番の宮島です。

2番3番について、地区審査の結果、可と認めます。

以上です。

議長                    はいありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第53号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                    それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第54号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番、2番について、犬山地区お願いします。

宮田委員              2番の宮田です

1番2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

前回、地区委員でご本人と面談をしまして、意欲等確認をしました結果、3番について、可と認めます。

議長 4番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9番の河村です。

面談と審議の結果、4番について、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第54号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告します。

議案書の7ページをご覧ください。報告第20号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。議案書の8ページをご覧ください。今月の報告は1件です。

議案書の9ページをご覧ください。報告第21号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。議案書の10ページから12ページをご覧ください。今月の報告は7件です。

報告は以上です。



議長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。